

1. 通勤手当支給方法の統一について

現状

・本学では、公共交通機関で通勤する者に対する通勤手当の支給方法については、以下の2つの方法により行っている。

	方法1	方法2
対象者	任期なし教職員 月給制任期付教職員 新年俸制任期付教職員	特任等教職員 非常勤教職員 嘱託職員
認定時	6カ月定期券額を一括で支払う	6カ月定期券額を 1カ月分ずつ分割で支払う
通勤経路変更時	変更前までの定期券使用期間に応じて返納手数料を引いた額を返納させ、新たに認定した額(6カ月定期であれば一括)を支払う	通勤経路が変更となった場合は、変更となった時点から変更後の認定金額を1月ずつ支払う。 経路変更時の返納は生じない
退職時	退職前までの定期券使用期間に応じて返納手数料を引いた額を返納させる	退職した場合の返納は生じない

(※6カ月定期券額で認定することが合理的であるケースを想定)

・この支給方法の違いにより、通勤経路や通勤方法を変更した場合や退職した場合の支給額、処理方法等が異なっている。

・手当認定方法の違いにより、返納が発生するかどうか、及び返納時の手数料が引かれるかどうか、といった相違が生じている(労働条件の不統一)。

・**方法1**では、退職時、育児休業取得時、病気休職時等に通勤手当の返納が発生することが多くあり、返納にかかる負担が対象者本人に生じている。また、退職後の返納をめぐるトラブルになるケースもある。

・返納にかかる事務手続き(返納依頼書の発行、返納金債権の管理、経費の振替処理など、雇用保険業務における再計算など)の業務負担が非常に大きくなっている。(通勤手当支給対象職の大幅拡大なども影響)

対応案

- ・通勤手当の支給方法を **方法2** に統一することにより、労働条件の不統一を改めるとともに、返納にかかる**本人、事務担当者の負担を軽減**する。
- ・教職員への周知から支給方法の統一を実施するまでに猶予期間を置く必要があることを考慮し、変更は**令和7年4月1日以降の6カ月定期支給月から開始**する。
(令和7年9月1日で全員統一完了)

スケジュール

令和6年 9月18日	教育研究評議会・役員会(就業規則改正)
令和6年10月	改正通知、教職員への周知
令和7年 4月～	改正施行(通勤手当支給方法統一化)

2. 入試手当の支給対象拡大について

現状

- ・本学では、入試手当の支給対象として、管理職と指定職を除くこととしている。
- ・問題作成・校正、答案採点の業務については、管理職・指定職として行っているのではなく、専門分野の教員として行っている。そのような高度な専門知識を必要とし、本学の入試関連業務において極めて重要な役割を果たしていることについて、処遇の検討を行う必要がある。

対応案

- ・管理職と指定職について、問題作成・校正、答案採点等の業務に就いた場合、入試手当の支給対象とすることとする。

スケジュール

令和6年 9月18日	教育研究評議会・役員会(就業規則改正)
------------	---------------------